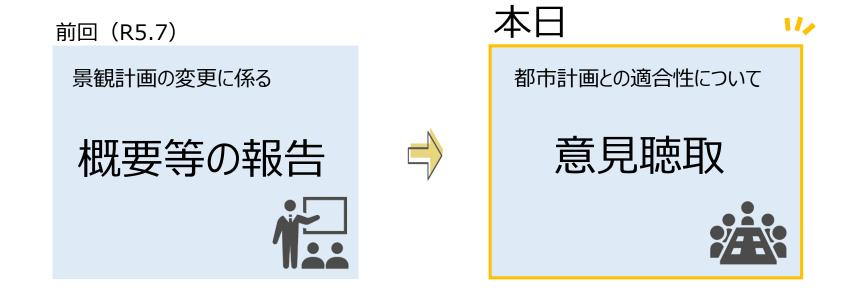


【意見聴取案件】茨木市景観計画の変更

茨木市都市計画審議会 令和6年1月29日

本日の内容

■前回の都市計画審議会において概要等の報告をした**景観計画の変更**について、 景観法第9条第2項及び第8項の規定による**意見聴取**を行う。



(目次)

- 1 都市計画審議会への意見聴取について
- 2 マスタープランにおける都市計画・都市づくりの 方針・方向性について
- 3 景観計画の変更内容(概要)について

1.都市計画審議会への意見聴取について

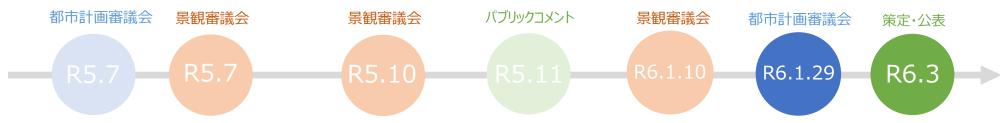
都市計画審議会への意見聴取

■手続き・流れ

- ■景観法第9条第2項及び同条第8項において、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ 「都市計画審議会の意見を聴かなければならない」と定められている。
- ■また、茨木市景観条例第6条において、景観計画を変更しようとするときは、**あらかじめ、茨木市景観審議会**の意見を聴かなければならず、茨木市都市計画審議会の意見を聴く前に行うものと定められている。



景観審議会の意見聴取後に、都市計画審議会に意見聴取を行う。



景観法 第9条 (抜粋)

- 2 <u>景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、</u>都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、<u>あらかじめ、</u> 都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、<u>当該市町村都市</u> 計画審議会)<u>の意見を聴かなければならない。</u>
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

茨木市景観条例 第6条 (抜粋)

- 5 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、茨木市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 <u>前項の規定による手続は</u>、法第9条第2項の規定により<u>茨木市都市計画審議会の意見を聴く前に行うものとする。</u>

都市計画審議会への意見聴取

■意見聴取の視点

■景観法第8条において、景観計画は**都市計画区域の整備・開発・保全の方針**(大阪府都市計画区域マスタープラン: 区域マス) 及び市町村の都市計画に関する基本的な方針(茨木市都市計画マスタープラン: 都市マス) に適合する ものでなければならないとされている。



都市計画審議会においては、区域マス、都市マスに掲げる「都市計画・都市づくりの方針・方向性」との適合性の観点から意見聴取を行う。

■景観計画の変更内容について、良好な景観形成の観点から「景観審議会」で議論・答申済 (R6.1.10)

景観法 第8条 (抜粋)

- 7 都市計画区域について定める<u>景観計画は</u>、都市計画法第6条の2第1項の<u>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に</u> <u>適合するものでなければならない。</u>
- 8 <u>市町村である景観行政団体が定める景観計画は</u>、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に 即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあっては、都市計画法第18条の2第1項の<u>市町</u> 村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。

2.マスタープランにおける都市計画・都市づくりの方針・方向性について

大阪府都市計画区域マスタープラン(令和2年10月)

都市景観に関する方針

- ■適切な規制・誘導による景観形成の方針
 - ・景観計画に基づく大規模建築物等の建築行為等を行う際の意匠や色彩に関する規制、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置や管理の適正化等を適切に運用し、良好な景観の保全・形成に努めます。
- ■地域の特性を活かした景観形成促進の方針
 - ・景観行政団体が景観計画を策定することにより、自然や歴史と調和した街なみの形成等、良好な景観への規制・誘導を推進します。



茨木市都市計画マスタープラン(今和2年3月)

都市づくりプラン

テーマ8 暮らしを支える「拠点」を活性化する

- ■歩いて楽しい中心市街地とするための交通環境の充実
 - ・<u>シビックセンター環状道路</u>※については、歩行者と自転車、自動車の通行空間を分離、拡大するため、一方通行化 の検討を進めます。 ※中央通りと東西通りを指します。
- ■公共空間活用によるまちづくり
 - ・中心市街地における道路・公園空間をはじめとした<u>公共空間を、交流・活動が生まれる場として有効活用</u> することにより、魅力的なまちづくりを推進します。
- ■歩いて楽しい中心市街地となるような市民の立ち寄りスポットの整備誘導
 - ・市民や来訪者が気軽に訪れ、楽しく散策し、集うことのできる回遊性のある中心市街地にしていくために、 活用可能な民間空間における立ち寄りスポットや憩いの場となる施設の整備誘導に努めます。





茨木市都市計画マスタープラン(令和2年3月)

テーマ10 まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める

■景観計画に基づく景観の保全・創出

- ・景観計画に基づき、魅力ある茨木らしい景観づくりを進め、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。
- ・<u>特に景観上保全が必要であると認められた</u>建造物や<u>公共施設(道路・河川・公園)</u>、樹木**に**ついては、景観 重要建造物及び景観重要公共施設、景観重要樹木の指定を行います。

■景観に配慮した屋外広告物の検討

・屋外広告物を本市の多様な景観(市街地、農地、里山など)の形成や保全に大きな影響を与える要素として 捉え、本市の屋外広告物についての現状把握・課題抽出等を行ったうえで、市独自の条例を制定します。

■中心市街地における景観形成

・中心市街地でより統一感のあるまちなみを形成するため、<u>中央通り、東西通り沿道における景観のあり方</u> について、景観計画の見直しも視野に入れながら検討します。

■周辺環境と調和した景観・環境の誘導

- ・ゆとりとうるおいのある環境づくりを目指して、<u>公共空間と民間空間が一体となった良好なまちなみの形成</u>を誘導します。
- ・<u>景観計画及び景観条例に基づき</u>、景観形成を促進し、<u>建築物等のデザインの向上と調和により優れた景観</u>の創出を図ります。

3.景観計画の変更内容 (概要) について

景観計画変更の背景と目的

■背景と目的

■より魅力的な景観形成を図るために、以下2点の取組みを進め、取組結果等を景観計画に反映する。

①東西軸の取組み

②屋外広告物の取組み

背景

「おにクル」のオープンを契機として、各拠点の効果や賑わいを面的に広げ、中心市街地の活性化に寄与する必要がある。

府条例で運用していることから、本市景観計画との整合に 課題がある。

目的

各拠点をつなぐ中央通りと東西通りについて、道路と沿道空間が一体となった、歩きやすく、歩いて楽しく滞在や活動したくなるような魅力ある景観形成を図る。

東西軸の取組みと連動して、条例による規制の適正化とガイドラインによる質の向上を図る。

取 組

- ・取組みを通じて、魅力的な通りの指針となるガイドラインを 作成する。
- ・ガイドラインの内容を法的に担保するため、景観計画に位置づける。
- ・市条例・規則の制定により規制の適正化を行う。
- ・屋外広告物ガイドライン策定により質の向上を図る。
- ・屋外広告物に関する景観形成の基本的な考え方等を景観 計画に位置づけ、条例等と整合を図る。





<本市景観計画等に馴染まない事例>

- ① 景観計画の重点地区に、規模が大きい広告物が掲出
- ② 自然景観を阻害する広告物が掲出
- ③ 幹線道路沿いや商業地域などにおいて、規模が大きく、色彩が派手な広告物が掲出
- ④ ウォーカブル(歩行者中心)の視点に配慮されていない広告物 が掲出

■これまでの取組経過







R2年度

通りの **現況調査** を実施 R3年度

WSで **将来像** を検討 R4年度

通りのあり方を **社会実験** で検証 R5年度

通りの指針 **カ * イト * ライン** を検討→作成



※参考資料2-1 「ストリートデザインガイドライン(案)」を参照







■目指すべき将来像

※詳細は参考資料2-1 「ストリートデザインガイドライン(案)」 P5 を参照

目指すべき将来像

人が主役になり、まちの魅力を"次ぐ"2つのメインストリート

市役所、おにクル、元茨木川緑地などがある中心部と両駅をつなぐメインストリートとして、目的地へ向かう期待感や 魅力的な雰囲気を演出する歩きやすく、歩きたくなる空間をデザインし、各拠点の魅力をまち全体に広げていく。



■将来像を実現するためのデザイン指針(概要)

中央通り〔デザインコンセプト〕

賑わいと交流を育む親しみやすいデザイン

気軽に立ち寄れるオープンなお店の店先で交流が生まれ、 まちの賑わいや人々の活動が広がる通り 〔空間デザインの基本方針〕

※詳細は参考資料2-1 「ストリートデザインガイドライン(案)」 P6~13 を参照

道路空間

自動車と歩行者等が共存し、人中心となるように、歩行者や沿道における活動や交流に配慮した空間を目指す。

沿道空間

歩きたくなる空間を形成するため、まちに開かれた低層部の設えやオープンスペースの確保等を推奨するとともに、周辺の景観と 調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導する。



■将来像を実現するためのデザイン指針(概要)

東西通り〔デザインコンセプト〕

身近にうるおいを感じる良質で落ち着きのあるデザイン

自然による癒しを感じ、おしゃれなお店でささやかな交流を楽しむ 自由に過ごせる落ち着いた通り 〔空間デザインの基本方針〕

※詳細は参考資料2-1 「ストリートデザインガイドライン(案)」 P14~20 を参照

道路空間

うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練され た空間を目指す。

沿道空間

積極的な緑化やオープンスペースの整備等を推奨するとともに、 周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導 する。



₽6~20 を参照

- ■ガイドラインと景観計画の関係
 - ■ガイドラインの内容を「景観計画」に位置づけ、法的担保を確保して、景観誘導を実施する。



■景観計画変更(案)の概要

- ■第6章 良好な景観形成の方針 <にぎわい景観形成地区>
 - ・歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなみの連続性等を誘導します。
 - ・居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。を追加
- ■第7章 行為の制限に関する事項 <にぎわい景観形成地区>
 - ・形態、意匠 商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウインドーの設置や透過性の高いシャッター を設けるなどまちの賑わいに配慮する。
 - ・色彩 東西通り沿道では、落ち着きの感じられる色彩とし、周辺の景観と調和させる。
 - ・照明 商業施設では電球色に近い温かみが感じられる色温度を基本とし、魅力ある夜間景観の演出に努める。
 - ・緑化、外構中央通り沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。

東西通り沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽の設置等に努める。

建築物等の前面にあるオープンスペースは、歩道との間に段差を設けないように努める。 などを追加

- ■第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準
 - ・整備に関する事項

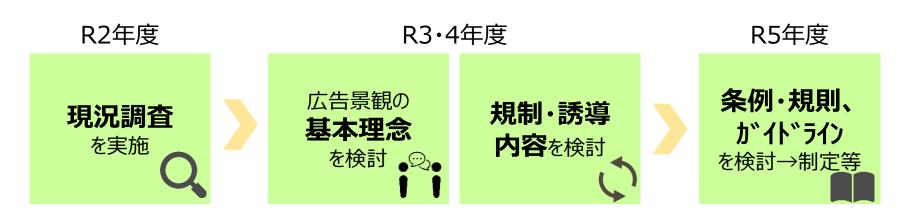
中央通りは、人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努めます。 東西通りは、うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努めます。

・占用等に関する基準

バス停留所の上屋、電線共同溝地上機器等は周辺景観と調和した統一感のある色彩 やデザインとします。 などに変更



■これまでの取組経過



※参考資料2-2「屋外広告物の規制内容等(案)」 参考資料2-3「屋外広告物ガイドライン(案)」を参照

- ■目指す広告景観の方向性
 - ■屋外広告物は、景観を構成する重要な要素の一つである。このため、景観計画の「本市の景観像」 と整合を図りつつ、屋外広告物の特性や課題を踏まえて「基本理念」を設定

<広告景観の基本理念>

本市が目指す「茨木らしい広告景観」(基本理念)

自然とまちに調和し 心づかいの感じられる 広告景観づくり

自然との 調和

- ・北摂山系への眺望への配慮
- ・山間部景観との調和
- ・田園景観との調和

まちなみ との調和

- ・中心市街地のウォーカブルなまちなみとの調和
- ・地域の特性への配慮と調和
- ※住宅地、商業地、工業地に加え、幹線道路沿道、 山間部に対する配慮事項

■規制・誘導内容の検討【自然との調和】

自然との調和

[主な規制内容] → 条例・規則に反映

■ 非自家用広告物禁止路線を拡充 「現在]7路線→「規制案]20路線

■山間部(171号以北の調整区域)の規制の適正化 [現在]第2種区域→[規制案]第1種区域に規制区分を厳格化

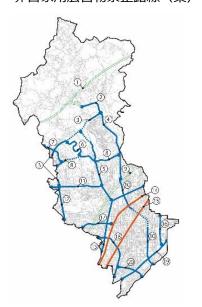
■広告物種別の規制

・屋上広告物: 全区域に高さ規制を強化等

・地上広告物: 高さ規制や規模への総量規制を導入

※詳細は参考資料2-2「屋外広告物の規制内容等(案)」を参照

非自家用広告物禁止路線(案)



[主な誘導内容] ⇒ ガイドラインに反映

- ■市内の平野部から北摂山系の眺望に関する配慮事項
- ・屋上広告物は原則として設置を控える。 など
- ■山間部における自然景観の眺望に関する配慮事項
- ・地上広告物はなるべく道路から離れた場所に設置する。
- ・自然景観に配慮し、設置規模を最小限に抑える。
- ■自然景観と調和する色彩や素材等の誘導
- ・自然景観を阻害しない規模、色彩、素材等とする。
- ・適切に維持管理する。 など

※詳細は参考資料2-3「屋外広告物ガイドライン(案)」を参照



現状



条例規制のイメージ



条例+誘導のイメージ







■規制・誘導内容の検討 【まちなみとの調和】

まちなみ との調和

[主な規制内容] → 条例・規則に反映

■非自家用広告物禁止路線を拡充(再掲)

「現在]7路線→「規制案]20路線

■第二種低層住居専用地域の適正化

[現在]第1種区域→[規制案]禁止区域に厳格化

■広告物種別の規制

・屋上広告物(再掲): 全区域に高さ規制を強化等

・壁面広告物:第2種区域の縦幅規制を強化するとともに

全区域に総量規制を導入

・突出広告物: 突出幅、掲出位置の規制を導入

・地上広告物(再掲): 高さ規制や規模への総量規制を導入

・工作物利用: 全区域に総量規制を導入 ・車体利用: 近隣市と整合を図るため導入

■重点地区(景観形成地区)への重点規制

・全5地区:屋上、壁面広告物に総量規制を導入

・歴史的、元茨木川: 色彩規制を導入

※詳細は参考資料2-2「屋外広告物の規制内容等(案)」を参照

「主な誘導内容] ⇒ ガイドラインに反映

■まちなみとの調和

- ・まちなみと調和した形態・意匠とする。
- ・建物と一体的に計画する。
- ・デジタルサイネージや窓面利用広告物に関する内容を記載。 など

■わかりやすい広告物の推奨

- ・配置・配列を整理する。
- ・同じ情報の反復を避ける。
- ・まちなみに適した文字の大きさにする。 など

■ウォーカブルの視点を踏まえた誘導(重点地区)

- ・建物の低層部に集約する。
- ・賑わいの連続性を創出する。
- ・通行の安全を確保する。 など
- →東西軸の取組内容と整合を図る。

※詳細は参考資料2-3「屋外広告物ガイドライン(案)」を参照









IBARAKI MARKET

ウォーカブルの視点を踏まえた広告景観のイメージ 地上や低層部に掲出することで、通りの賑わいの連続性を演出

■本市における規制・誘導手法の考え方

手 法	本市における規制誘導手法の考え方	内容	
		定量 (数値)	定性 (配慮)
景観計画	良好な景観形成を図るための「屋外広告物の基本的な考え方等」について、明示する。	1	1
屋外広告物条例·規則	良好な景観形成及び風致の維持(及び公衆危害の防止)のため、市内に掲出等される「屋外広告物全般に適用されるルール(規制内容)」を定める。	0	1
屋外広告物ガイドライン	良好な景観形成を図るための「屋外広告物の具体的な配慮内容(誘導内容)」を分かりやすく解説する。	ı	\circ

■景観計画変更(案)の概要

- ■第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ○屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方
 - ・屋外広告物が持つ情報伝達手段という特性や経済活動への影響を考慮に入れつつ、めざすべき広告景観に沿った 屋外広告物の適正化や質の向上を図ることを通じて、地域の個性が際立つ良好な景観形成の実現をめざします。

くめざすべき広告景観>

「自然とまちに調和し 心づかいの感じられる 広告景観づくり」

○屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針

- ・茨木らしい広告景観を実現するために、市全域を対象に、本市独自の屋外広告物条例及び同施行規則を制定し、 規制内容を定めるとともに、屋外広告物ガイドラインを作成し、広告景観の質的な向上を誘導します。
- ・市民・事業者による地域独自のルールづくりを推奨し、地域の特性を活かした広告景観の維持・増進をめざします。

<広告景観形成の方針>

- ・茨木らしい広告景観の実現の観点から、「自然との調和」「まちなみとの調和」について重視したものとし、自然景観や市街地景観、歴史的景観、沿道景観等、地域やまちなみの多様な特性に応じた規制・誘導を行います。
- ・本市の屋外広告物は用途地域に応じた掲出であるため、用途地域に応じた規制区分を基本とし、規制・誘導を 行います。
- ・景観形成地区においては、茨木市のシンボルと言える景観を有し、より良好な景観形成を誘導していくべき地区であることから屋外広告物においてもより一層の配慮を求めた規制・誘導を行うものとし、許可申請前に事前協議を 実施します。
- ・中心市街地においては、ウォーカブル(歩行者中心)の視点のもと、まちなみの賑わい形成や連続性に配慮した 屋外広告物の規制・誘導を行います。 などに変更